

令和2年4月3日

該当会員各位

日本行政書士会連合会  
中央研修所  
申請取次行政書士管理委員会

令和2年4月17日仙台開催・申請取次実務研修会（更新）の中止に伴い  
同年4月又は5月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員の更新措置について

日頃より、本会事業に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会について、本会ホームページにてご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、開催を中止いたしました。

これに伴い、実務研修会を受講できないまま、現在所持している届出済証明書の有効期限を迎える方がいらっしゃるものと思われまます。そのため、本会では、該当される方への更新措置について、出入国在留管理庁との協議により、下記のとおり取扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象者 令和2年4月又は5月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員
2. 措置内容 更新届出時に実務研修会の修了証（写し）の添付を免除します。その代替として、「後日に実施される実務研修会（6月8日（月）東京、8月21日（金）名古屋、10月2日（金）札幌）を受講後、速やかに所属単位会に当該研修の修了証（写し）を提出する」旨の、別添「理由書」の提出を求めるといたします。
3. 更新手続 該当される会員の皆様におかれましては、更新必要書類（研修会の修了証書（写し）を除く必要書類）及び理由書を整え、更新手続を所属単位会に依頼されるようお願いいたします。なお、上記のとおり、指定期間内に実務研修を受講いただき、同研修の修了証（写し）を速やかに所属単位会宛に提出いただくようお願いいたします。
4. 留意事項
  - ・本措置については、所属単位会に対しても通知し、所管の地方出入国在留管理局に届出いただくようお願いしておりますが、上記修了証書を除く書類の提出を受けてからの対応となりますので、ご承知おきください。
  - ・4月又は5月末日の有効期限以降、新たな届出済証明書の交付を受けるまで、地方出入国在留管理局への申請等はできませんので、ご留意ください。
  - ・各地方出入国在留管理局に対しては、出入国在留管理庁より、本措置に係る周知をいただきますのでご承知おきください。

【別添】理由書

以上